



福県医発第2245号(地)
平成19年 3月23日



各 医 師 会 長 殿

福 岡 県 医 師 会
会 長 横 倉 義 武



医療機器の保険適用について

標記の件につきまして、平成19年2月28日付保医発第0228002号厚生労働省保険局医療課長通知により、平成19年3月1日から新たに保険適用となった医療機器（「区分A2（特定包括）」および「区分B（個別評価）」）が示された旨、日本医師会より別紙のとおり通知がありましたので、会員各位への周知方よろしくお願い申し上げます。

「区分A2（特定包括）」および「区分B（個別評価）」の定義につきましては、下記のとおりであります。

記

- A2（特定包括）： 当該医療機器を用いた技術が、「診療報酬の算定方法を定める件」（平成18年3月厚生労働省告示第92号）に掲げられている項目のうち特定のものにおいて評価され、保険診療で使用できる別に定める特定診療報酬算定医療機器の区分（「特定診療報酬算定医療機器の定義等について」（平成18年3月6日付保医発第0306007号））のいずれかに該当するもの。（C1（新機能）、C2（新機能・新技術）に相当しないもの）
- B（個別評価）： 当該医療機器が、特定保険医療材料及びその材料価格（材料価格基準）（平成18年3月6日厚生労働省告示第96号）に掲げられている機能区分のいずれかに該当するもの。（C1（新機能）、C2（新機能・新技術）に相当しないもの）

小郡三井医師会より

担当理事 友清 明

上記資料が参っております。（28ページ） 必要な方は当医師会事務局へご連絡下さい。

